

# 情報公開制度・個人情報保護制度の仕組みと運用状況を紹介します

## より開かれた市政運営のための「情報公開制度」

☎相談・情報課 ☎0422-44-6600

市が収集・作成したさまざまな情報は、皆さんの共有財産です。そして、皆さんに市政に参加していただくためには、情報が広く公開される必要があります。市では、こうした観点から、より開かれた市政運営の実現に向け、情報公開制度の的確な運用を図っています。

### ◆利用できるのは…

市の情報公開制度は、すべての人(法人を含む)が利用できます。令和4年度の情報公開請求者の内訳は **表1** の通りです。

### ◆公開の対象となる情報は…

市のすべての組織で作成・受領した情報が公開の対象です。4年度の部門別決定件数とその処理状況は **表2** の通りです。

### ◆公開できない情報は…

皆さんのプライバシーに関することや、企業秘密は公開しません。また、市が事業を行うための交渉の方針など、公開することで公正・適正な市政運営が妨げられる情報も公開しないこととしています。4年度の情報公開件数とその理由は **表3** の通りです。

### ◆市政情報非公開の場合の救済は…

市政情報が公開されなかったことに不満がある場合は、市に審査請求をすることができます。市は情報公開審査会に諮問し、審査会では非公開の決定が適切であったかどうかを審査します。4年度は、審査請求はありませんでした。

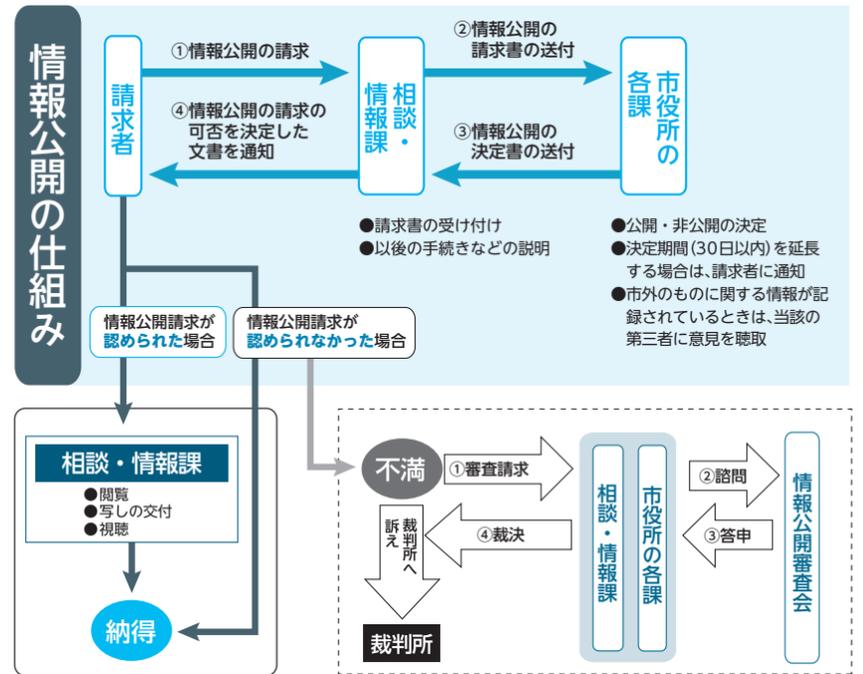


表1 請求件数と請求者の内訳

請求件数	内訳			
	市民	市内法人・団体	市外在住者	市外法人・団体
95	17	49	13	16

表2 部門別の情報公開決定件数と処理状況

実施機関	決定件数	処理状況					審査請求
		公開	一部公開	非公開	不存在	取り下げ	
市長	137	89	35	2	11	4	0
教育委員会	13	5	6	0	2	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	2	1	0	0	1	0	0
<b>合計(注1)</b>	<b>152</b>	<b>95</b>	<b>41</b>	<b>2</b>	<b>14</b>	<b>4</b>	<b>0</b>

(注1) 1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があるため、**表1**の請求件数とは一致しません。取り下げ件数は決定件数には含まれません。

表3 非公開理由の内訳

法令によって明らかに公開することができない情報	2
収入や職業、学歴など個人のプライバシーに関する情報	19
企業の経営戦略や技術、経営状況に関する情報	2
市政運営に関する情報のうち、取締情報	35
<b>合計(注2)</b>	<b>58</b>

(注2) 1件の決定について複数の非公開理由があるため、**表2**の一部公開件数と非公開件数の合計は一致しません。

## 市民会議などの公開状況をお知らせします

☎相談・情報課 ☎0422-44-6600

市では、開かれた市政運営のために市民会議などの様子を広く公開しています。令和4年度の公開状況は右表の通りです。

### 傍聴などの状況

傍聴があった会議数 = 15会議、傍聴人延べ人数 = 51人

区分	会議数・回数	構成比
対象となる市民会議・審議	51会議(注2)	
公開	40会議	75.5%
一部公開	4会議	7.5%
非公開	9会議	17.0%
会議の延べ開催回数(注1)	143回	
公開	114回	79.7%
一部公開	10回	7.0%
非公開	19回	13.3%

(注1) 回数は、延べ374回のうち、非公開で行われる介護認定審査会(延べ208回)と障がい支援区分判定等審査会(延べ23回)を除いています。

(注2) 一つの会議で、議題により公開・非公開が分かれる場合があるため、公開・一部公開・非公開件数の合計とは一致しません。

## 総合オンブズマン 令和4年度活動実績

☎相談・情報課 ☎0422-44-6600

総合オンブズマンは、皆さんから寄せられた市政に関する苦情を、市と市民の間に立って公正かつ中立な立場で調査します。そのうえで、必要な場合は市に意見を述べ、サービスの内容を是正するように勧告したり、制度を改善するよう提言します。

### 1 月別苦情申し立て受け付け状況(4年4月～5年3月)

区分	受付件数	市内・市外在住者別		本人・代理人別		受付方法		
		市内在住者	市外在住者	本人	代理人	来訪	郵送・FAX	電話
10月	1	1	0	1	0	1	0	0
11月	1	1	0	1	0	1	0	0
<b>合計</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

※苦情申し立てのない月は省略。

### 2 組織別苦情申し立て内容

区分	受付件数	内容
子ども政策部	2	・保育料の徴収について ・送迎バスのルートについて
<b>合計</b>	<b>2</b>	

### 3 苦情申し立て処理状況

区分	件数
1 苦情申立人に結果を通知したものの	2
(1) 苦情申し立ての趣旨に沿ったもの	2
(2) 行政の不備がないもの	0
(3) 所管外となったもの	0
(4) その他	0
2 苦情調査を打ち切ったもの	0
3 調査中のもの	0
4 取り下げられたもの	0
5 対応未定のもの	0